

勤務医向け 医師賠償責任保険のご案内

～嘱託医等の医師活動に関わる専門事業者賠償責任保険付～



<募集要項>

【申込方法】民間医局 Web サイト (<https://www.doctor-agent.com>) の申込画面にてお申込みください。

【保険期間】2023年6月1日(木)～2024年6月1日(土)

※保険期間の中途よりご加入いただくことも可能です。

<更新手続きが簡単です！> ※詳細は3ページをご参照ください。

前年からお加入されている先生は、ご加入プランの変更や継続停止のご希望がない場合、保険料の払い込みのみで更新が可能です。

<取扱代理店>

株式会社メディカル・プリンシプル社 ライフサポート担当

TEL: 03-6773-5932 FAX: 03-4565-6109

E-MAIL: life_support@medical-principle.co.jp

〒105-0004 東京都港区新橋4丁目1-1 新虎通りCORE

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 金融法人第一部営業第二課

TEL: 03-3259-6684 FAX: 03-3292-1354

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3丁目11番1号

民間医局の団体保険制度

民間医局では、会員の皆さまが安心して医療に専念できる保険をご用意しております。

1. 勤務医向け医師賠償責任保険 (嘱託医等の医師活動に関する専門事業者賠償責任保険付)

医療行為が原因となって患者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負う場合に勤務医の先生方が被る損害について、保険金をお支払いする保険です。不慮の医療事故に備え、勤務医の先生方が安心して医療に専念できるよう、民間医局の団体契約で提供しています。

詳細は、2ページ目以降をご参照ください。



民間医局の団体契約で
**団体割引
20%適用!**

簡単 web 申込!
365日いつでも
お申込み可能です。

高額補償が充実!

**産業医の業務も
補償!**

2. 団体長期障害所得補償保険～収入の減少に備える保険～

病気やケガが原因で「医師として」働けなくなったときの備え、できていますか?うつ病等の精神疾患等、長期間にわたる療養が必要になると、家賃や生活費等様々なお金の不安がよぎります。民間医局では皆さまをサポートするオリジナル補償プランをご用意しております。

詳細はこちら
(民間医局 Web サイト)



民間医局の団体契約で
**団体割引
15%適用!**

**365日 web で
お申込み可能!**

3. 医師の生活安心保険～ケガ・病気に備える保険～

入院・手術の費用や、他人にケガを負わせてしまった賠償金、親の介護費用など、日常生活には様々な費用が発生します。民間医局では、このようなりスクから先生方とご家族を守る保険をご用意しております。

詳細はこちら
(民間医局 Web サイト)



民間医局の団体契約で
**団体割引
10%適用!**

**新型コロナウイルス感染に
よる入退院の備えにも!**

4. 開業医向け医師賠償責任保険

開業された先生や医療法人が負う、医療上の事故と医療施設の事故に対する損害賠償責任を補償する保険もご用意しております。

詳細は、別冊の「開業医向け医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

勤務医向け医師賠償責任保険について (嘱託医等の医師活動に関する専門事業者賠償責任保険付)

◆ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は民間医局が保険契約者となる団体契約です。

(2) この保険にご加入いただける方

この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

申込人	民間医局の会員
記名被保険者	同上

上記に該当する方であれば、以下の①・②いずれの場合にもご加入頂けます。

①医療機関に勤務して医療に直接従事されている方

②医療機関に勤務せず、医療行為を行い、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方

※医師の業務補助者（看護師等）が起こした医療事故で医師が責任を負う場合についても、その医師がこの保険に加入していれば、保険の対象になります。

※この保険は勤務医向けの保険です。新たに開業される場合、開業医プランもしくは個別契約になりますので、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

(注) 日本医師会A会員の先生方は、日本医師会の医師賠償責任保険に加入されておりますので、この保険にはご加入いただけません。

(3) 保険期間

2023年6月1日から2024年6月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込画面の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 保険料払込方法

保険料の払込方法は、口座からの引き落とし（口座振替）でその全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（※クレジットカードでの払い込みはできません。口座振替ができない場合は、直接入金（お振込み）も可能です。）

◆支払限度額と年間保険料

タイプ			AB	C	D	E
医師賠償 責任保険	支払 限度額	1 事故につき	5,000万円	1 億円	2 億円	3 億円
		保険期間中	1 5,000万円	3 億円	6 億円	9 億円
嘱託医等の 医師活動に 関わる専門 事業者賠償 責任保険	支払 限度額	一連の損害賠償 請求につき	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
		保険期間中	3 億円	3 億円	3 億円	3 億円
年間保険料（1 加入者）			32,310円	41,660円	47,710円	53,360円

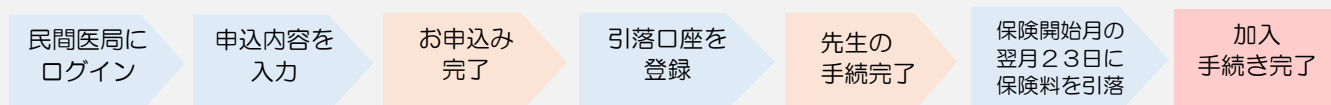
※団体割引率（医師賠償責任保険のみ）は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。限度額適用についての詳細は、4ページの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。このご契約に免責金額はありません。

◆ご加入お手続きの流れ

<新規ご加入のお手続きの流れ>

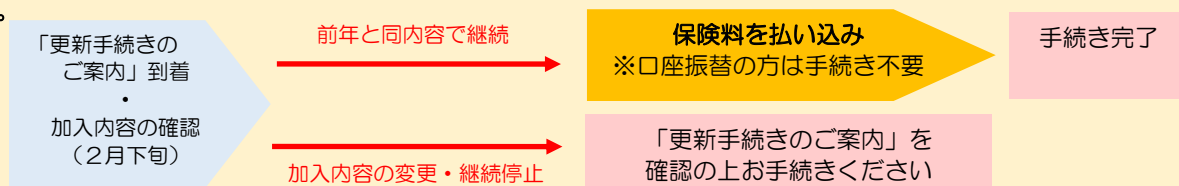
『民間医局』のマイページから365日・24時間いつでもお申込みが可能です。



※23日が土日祝日の場合は翌営業日に引き落としとなります。
※加入者証は保険始期日より『民間医局』マイページから発行いただけます。

<ご契約の継続について>

- ・前年からご加入されている皆さまにつきましては、保険料の払い込みのみで手続きが完了します。この場合、前年と同内容（同じ加入タイプ）での更新になります。
- ・次年度以降も上記と同様の取扱いとさせていただきます。毎年2月下旬にお届けする「更新手続きのご案内」をご確認の上保険料を払い込んでください。加入内容の変更・継続停止については、「更新手続きのご案内」を確認の上お手続きください。



※加入者証は保険始期日より『民間医局』マイページから発行いただけます。

◆補償の概要

<医師賠償責任保険>

日本国内で行った医療行為に起因して発生した、不慮の医療上の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。

<主な特徴>

- ①この保険は、**保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。**
※「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
※「事故発見ベース」の保険です。詳細は7ページをご参照ください。
- ②**勤務医の先生の医療行為に基づく賠償責任が対象となります。**
○取扱い器具の消毒等整理・管理上の責任
○直接の医療行為による責任
○看護師など、医療業務補助者への指導管理上の責任 等
- ③**美容専門の分野を除くすべての医療分野が対象となります。**
○内科、外科、脳外科、整形外科、精神神経科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、皮膚科、眼科、耳鼻科、産婦人科、小児科等
- ④**勤務先の他出張先の病院・診療所など勤務先以外で行った医療行為も対象となります。（ただし日本国内に限ります。）**

<嘱託医等の医師活動に関わる専門事業者賠償責任保険（自動セット）>

日本国内で行った産業医、健康管理医、学校医または保育所等の嘱託医（以下「嘱託医」といいます。）としての業務に起因して発生した不測の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。

<この保険の対象となる活動>

法令によって定められた以下の職務。

- ①産業医
労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第13条に定める産業医をいいます。
- ②健康管理医
国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）および人事院規則（昭和48年3月1日人事院規則一〇一四）に定める健康管理医をいいます。
- ③学校医
学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条に基づき委嘱された学校医をいいます。
- ④保育所等の嘱託医
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第45条および児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第33条に定められる嘱託医をいいます。

◆保険金をお支払いする主な場合

<医師賠償責任保険>

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※医療施設に起因する事故については、補償の対象となりませんのでご注意ください。

※「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

○医療業務による患者の身体障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時

○被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

<嘱託医等の医師活動に関わる専門事業者賠償責任保険（自動セット）>

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が嘱託医としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

◆お支払いの対象となる損害（保険金の種類）

<医師賠償責任保険>

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額からご加入の補償タイプの免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご加入の補償タイプの支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

<嘱託医等の医師活動に関わる専門事業者賠償責任保険（自動セット）>

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。（税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。）
②弁護士費用および裁判に要する各種法定費用等の争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。

上記①および②の損害については、損害の額の合計を保険金としてお支払いします。ただし、ご加入の補償タイプの支払限度額を限度とします。上記①および②の支払いは、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

◆保険金をお支払いしない主な場合

<医師賠償責任保険>

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物を、損壊（滅失、破損または汚損）した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

<特別約款でお支払いしない主な場合—医師特別約款>

- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<嘱託医等の医師活動に関わる専門事業者賠償責任保険（自動セット）>

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

普通保険約款でお支払いしない主な場合 その1

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）
- ②地震、噴火、洪水または津波
- ③核物質の危険性または放射能汚染 等

普通保険約款でお支払いしない主な場合 その2

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- ①被保険者の犯罪行為
- ②被保険者の故意または重過失による法令違反
- ③被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為
- ④3ページに記載の嘱託医等の業務（以下「専門業務」といいます。）に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為 等

普通保険約款でお支払いしない主な場合 その3

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害

- ①身体の障害または精神的苦痛に対する損害賠償請求
（「身体の障害に関する特約」（自動セット）により、身体の障害は補償の対象となります。ただし、医療上の行為に起因する身体の障害^{（注）}は、この専門事業者賠償責任保険では対象になりません。）（注）医師賠償責任保険（基本補償）の対象となります。
- ②誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀（き）損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
- ③財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求 等

普通保険約款でお支払いしない主な場合 その4

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害

- ①初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

サイバーインシデント限定補償特約（サイバー攻撃以外限定）（自動セット）で保険金をお支払いしない主な場合

○直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

嘱託医業務に関する特約で保険金をお支払いしない主な場合 その1

次のいずれかに該当する損害賠償請求、損害賠償責任および費用

- ①被保険者の次のア、またはイ、に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）に起因する損害賠償請求
ア．サービスの提供を伴う専門業務におけるサービス提供開始の遅延
イ．被保険者の責によらない事由により専門業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞
- ②相談者・カウンセリングの対象者（以下「対象者」といいます。）以外へのサービスの誤提供
- ③秘密の漏洩または自己の利益のための使用
- ④不完全な専門業務の再履行または追完のために要する費用
- ⑤被保険者が被保険者以外の第三者を紹介または推薦した場合において、その第三者の行為に起因する損害賠償請求
- ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によりその約定がなかった場合の法律上の損害賠償責任より加重された損害賠償責任
- ⑦被保険者が対象者に対して業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑧窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償責任
- ⑨対象者が起こした行為に対する、対象者の親族^{（注1）}からの損害賠償請求
- ⑩感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求^{（注2）}
（注1）対象者の親族 6親等以内の血族および3親等以内の姻族
（注2）感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求 これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。

嘱託医業務に関する特約で保険金をお支払いしない主な場合 その2

次のいずれかに該当する情報の管理を記名被保険者が行うにあたり、その情報の偶然的な漏えいに起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害

- ①記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する情報^{（注1）}
- ②記名被保険者から被保険者以外の者に管理を委託した情報^{（注2）}
（注1）所有、使用または管理する情報 所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。
（注2）管理を委託した情報 管理を委託しなくなったものを含みます。

身体の障害に関する特約で保険金をお支払いしない場合 その1

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害

- ①被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害^{（注）}に起因する損害賠償責任
（注）医師賠償責任保険（基本補償）の対象となります。
- ②被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
ア．航空機
イ．パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
ウ．自動車（原動機付自転車を含みます。）
エ．船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）
オ．動物

身体の障害に関する特約で保険金をお支払いしない場合 その2

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害。

- ①石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（じん）（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
- ②石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
- ③石綿等の飛散または拡散

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆ご注意いただきたいこと

申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および MS&AD インシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

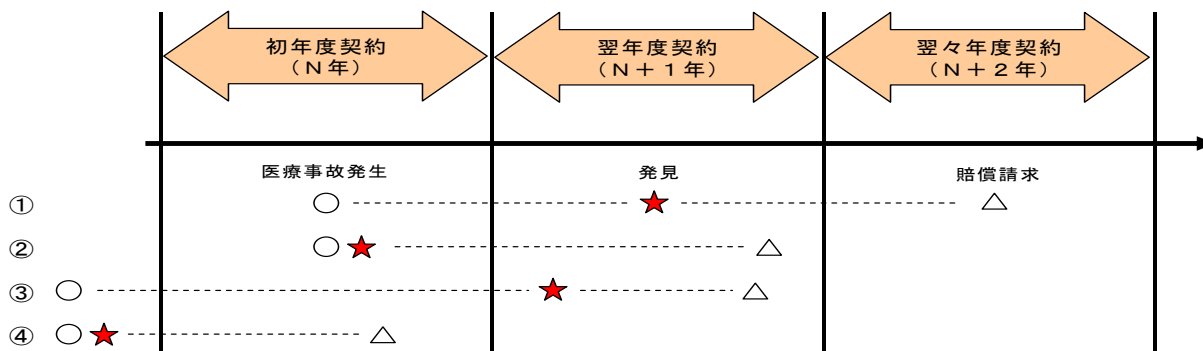
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

◆保険期間と保険責任について

＜医師賠償責任保険＞ 保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金をお支払いします。

※「発見」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- ①医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- ②被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時



- ①：翌年度契約の支払対象となります。
- ②：初年度契約の支払対象となります。
- ③：翌年度契約の支払対象となります。
- ④：支払対象となりません。（事故の発見が初年度契約以前のため）

※嘱託医等の医師活動に関わる専門事業者賠償責任保険は、損害賠償請求ベースです。保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、保険金をお支払いします。

◆事故が起こった場合のお手続き

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合は、あわてず、落ち着いて、次の①～③の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社に次の④～⑥の事項をご連絡ください。また、嘱託医としての業務に起因して損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、取扱代理店または引受保険会社に次の④～⑥の事項をご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認
④損害賠償請求を最初に知った時の状況 ⑤申し立てられている行為 ⑥原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合があります。ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②①のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
④共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3) 保険金のお受け取り方法に関して

三井住友海上では、次の①から③のいずれかの方法で保険金をお支払いいたします。

- ① 被保険者が、保険金のお受け取り前に損害賠償金をすでに被害者に支払われた場合、三井住友海上は保険金を被保険者にお支払いします。
- ② ①以外の場合で、保険金を被保険者がお受け取りになることを被害者が承諾している場合、三井住友海上は保険金を被保険者にお支払いします。
- ③ 保険金を被害者が直接お受け取りになる場合、三井住友海上は保険金を被害者に直接お支払いします。

2021年10月1日以降始期契約用

医師賠償責任保険 専門事業者賠償責任保険 をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では医師賠償責任保険、専門事業者賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際は、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約は、民間医局 web サイトのマイページ上よりご確認ください。本紙が必要な場合は、代理店または引受保険会社までお申出ください。
※この書面は、お手元に保管くださいますよう、お願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は民間医局 web サイトのマイページ上の普通保険約款・特約で確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋医師特別約款 ＋代位求償権行使に関する特約（自動セット） ＋保険料支払に関する特約

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 ＋サイバーインシデント限定補償特約（サイバー攻撃以外限定）（自動セット） ＋嘱託医業務に関する特約（自動セット） ＋縮小支払割合不適用に関する特約（自動セット） ＋身体の障害に関する特約（自動セット） ＋保険料支払に関する特約

（2）補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
医師賠償責任保険 専門事業者賠償責任保険	加入申込票等（注）の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は民間医局 web サイトのマイページ上の普通保険約款・特約で確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類、または引受保険会社にご加入の申込みをするために送信する民間医局 web サイトのマイページ上のフォーム（申込画面）をいいます。

■保険金をお支払いする主な場合

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（4）保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」または加入申込票等の「保険期間」欄にてご確認ください。

（5）支払限度額等

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料（注）は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料（注）につきましては、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」または加入申込票等の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務・加入申込票等^{（注）}の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票等^{（注）}の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社へ告知いただいたものとなります。）。加入申込票等^{（注）}に記入された内容のうち、※印がついている項目（インターネットでお申込みの場合には、【他の保険契約等のご確認】の項目）は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票等^{（注）}の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類、または引受保険会社にご加入の申込みをするために送信する民間医局 web サイトのマイページ上のフォーム（申込画面）をいいます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 勤務医である被保険者が新たに開業される場合、または勤務医でなくなる場合
- 保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分を変更する場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の方法により払い込んでください。「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

■引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

■この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）

またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。■補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

8. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

「民間医局 医師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店

株式会社メディカル・プリンシプル社 ライフサポート担当

〒105-0004 東京都港区新橋4丁目1番1号 新虎通り CORE

TEL: 03-6773-5932 FAX: 03-4565-6109

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

A22-101452 承認年月：2022年11月